

平成15年4月

医療福祉制度関係通知集

茨城県保健福祉部厚生指導課
茨城県医療福祉協議会

目 次

1. 概 要

(1) 制度の概要	1
資料 1. 医療福祉費支給制度の所得制限	8
2. 遺族基礎年金支給制限限度額早見表(母子家庭の母子・父子家庭の父子)	9
3. 旧児童手当特例給付支給制限額早見表(乳幼児の父母・妊産婦又はその配偶者)	9
4. 医療福祉制度における所得認定の控除一覧	10
5. 医療福祉制度の変遷	11

2. 基本通知

(1) 医療福祉対策の実施について (S48. 3. 29付国保第221号)	13
(2) 医療福祉対策の実施について (S51. 11. 18付医福第636号)	14
(3) 医療福祉対策の実施について (S58. 1. 31付医福第 57号)	14
(4) 医療福祉対策要綱等の改正について (S59. 10. 2付医福第651号)	15
(5) 医療福祉対策の実施について (H3. 3. 18付医福第182号)	15
(6) 医療福祉対策の実施について (H6. 7. 25付医福第688号)	16
(7) 医療福祉対策の実施について (H6. 8. 31付医福第843号)	17
(8) 医療福祉対策の実施について (H7. 7. 28付医福第653号)	17
(9) 医療福祉対策の実施について (H8. 6. 26付医福第593号)	18
(10) 医療福祉対策の実施について (H9. 7. 30付医福第680号)	18
(11) 医療福祉対策の実施について (H10. 3. 31付医福第444号)	19
(12) 医療福祉対策の実施の一部改正について (H10. 7. 7付医福第949号)	19
(13) 医療福祉対策の実施について (H11. 2. 2付医福第150号)	19
(14) 医療福祉対策の実施について (H12. 2. 15付厚指第273号)	20
(15) 医療福祉対策の実施について (H13. 3. 31付厚指第669号)	20
(16) 医療福祉対策の実施について (H15. 3. 27付厚指第463号)	20

3. 規定等

(1) 医療福祉対策要綱	21
(2) 医療福祉対策実施要領	23
(3) 茨城県医療福祉費等補助金交付要項	38
(4) ○○市(町・村)医療福祉費支給に関する条例準則	83
(5) ○○市(町・村)医療福祉費支給に関する条例施行規則準則	92

4. 資格関係

(1) 母子家庭の母子の認定について (S52. 2. 2付医福第52号)	111
(2) 平成3年度制度改正について (H3. 5. 24付内かん)	115
(3) 国民健康保険法及び老人保健法の住所地特例の創設に伴う医療福祉費受給者の取扱いについて (H7. 3. 29付医福第234号)	116
(4) 精神障害に係る認定基準について (H8. 10. 31付医福第1024号)	117
(5) 参考様式	118
①医療福祉費受給者証交付状況証明書交付申請書	
②医療福祉費受給者証交付状況証明書	
資料 (福) 受給者証交付に係る住所地認定に関する考え方	120

5. 請求・給付関係

(1) 医療福祉制度における現物給付事務取扱要領	121
(2) 医療福祉制度における妊産婦医療費に係る償還払い事務取扱要領	143
(3) 健保法改正に伴う医療福祉制度の改定について (S59. 9. 20付医福第611号) (高額療養費の算出方法)	145
(4) 国保保険料(税)滞納者に対する医療福祉費の取扱いについて (S62. 3. 31付医福第204号)	148
(5) 食事療養に係る標準負担額差額の返納事務について (H7. 2. 8付医福第91号)	150
(6) 初診の特定療養費化の適用除外について (H8. 4. 1付医福第292号)	151
(7) 難病医療給付制度(一般特定疾患)における医療福祉(マル福)制度受給者の取扱いについて (H10. 4. 28付医福第600号)	153
(8) 国保連での妊産婦医療福祉費支給申請書の取扱いについて (H10. 12. 8付医福第1575号)	154
(9) 保健医療機関等の行政指導に伴う医療福祉費の返還事務取扱いについて (H13. 3. 8付厚指第411号)	155
(10) 参考様式	162
①医療機関の領収書(証明書)	
②保険者の証明書	
資料 1. 給付の流れ	164
2. 請求書及び妊産婦支給申請書記載例	167

6. 契約関係

(1) 老人医療費支給制度及び医療福祉費支給制度の実施に関する医療機関等との契約について (S48. 6. 12付医福第380号)	179
(2) 医師会との契約書	182

(3) 医師会との事務交付金に関する覚書	184
(4) 柔道接骨師会との契約書	185
(5) 訪問看護ステーション連絡協議会との契約書	189
7. 月報等	
(1) 医療福祉費支給事業実施状況報告（月報）について	193
(2) 医療福祉費支給制度における訪問看護及び老人訪問看護に係る医療福祉費及び 事務交付金の請求に関する具体的処理及び月報報告について （H10. 3. 12医福第307号）	198
資料 (福) 月報提出内容について	201
(3) 茨城県国民健康保険団体連合会医療福祉費審査支払規則	202
(4) 茨城県医療福祉協議会会則	207
8. 問答	209
9. 参考資料	
(1) 医療保険制度の概要	221
(2) 国民健康保険法（障害基礎年金）における障害等級1級と身体障害者福祉法 における障害等級の比較表	226
(3) 医療費の公費負担制度の適用がある入所施設	227

1. 概 要

(1) 制度の概要

1 医療福祉費支給制度（マル福）とは

医療福祉費支給制度（マル福）とは、ある条件を満たす人が医療保険を使って医療機関等にかかった場合、一部負担金を公費で助成する制度である。

ある条件とは（原則）一条例第3条、第4条第7項、第5条

…○申請（事前の周知の徹底が大切）

○住所

○医療保険（生活保護法による保護を受けている者を除く。）

※マル福が使えるかどうかということより医療保険適用かどうか。

○所得制限内

2 実施根拠

県一医療福祉対策要綱、医療福祉対策実施要領、茨城県医療福祉費等補助金交付要項
市町村一医療福祉費支給に関する条例、医療福祉費支給に関する条例施行規則

3 実施主体

支給対象者の住所地の市町村。ただし、国民健康保険の被保険者の場合、住所地特例を準用する。

※住所地特例 一 平成7年4月1日以後、該当施設（養護老人ホーム等）に措置された被保険者等については、入所措置時に住所のあった市町村の国保及び老人医療に引き続き加入する。

（通知集P116参照）

4 対象者

妊産婦 条例第2条第1号	始期 — 母子手帳の交付日の属する月の初日 終期 — 出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日
-----------------	--

乳幼児 条例第2条第2号	乳児 — 1才未満の者 （出生の日から1歳の誕生日の前日に属する月の末日までの者。） 幼児 — 1歳以上3歳未満の者 （1歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から3歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者。）
-----------------	--

母子家庭の母子 条例第2条第3号 6/30	ア <u>配偶者のない女子</u> で（ア）、（イ）又は（ウ）の児童を <u>監護</u> している者及びその児童 （ア）18歳未満の児童 （イ）20歳未満の障害児 （ウ）20歳未満の高校在学者 イ <u>父母のない児童</u> ウ イに掲げる者を現に <u>養育</u> している配偶者のない女子又は 婚姻をしたことのない女子
---------------------------------	---

※「監護」— 監督し保護すること。主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていること。よって児童福祉施設等に入所している場合は、監護にはあたらないと解される。

※「養育」— 児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持すること。
 「養育」＝「監護」＋「同居及び生計維持」

配偶者のない女子の種別
1 配偶者（事実婚による配偶者を含む。以下同じ。）と死別した女子であって、現に婚姻（事実婚を含む。以下同じ。）をしていないもの
2 離婚した女子であって、現に婚姻をしていないもの
3 配偶者の生死が明らかでない女子
4 配偶者から遺棄されている女子
5 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
6 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているところの女子
7 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子
8 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの

父母のない児童の種別
1 父母（実父母及び養父母を含む。以下同じ。）と死別した児童
2 父母の生死が明らかでない児童
3 父母から遺棄されている児童
4 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童
5 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているところの児童
6 父母が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない児童
7 存在している父母のいずれもがそれぞれ上記2から6までに掲げる事情のいずれかに必ず該当しているところの児童

父子家庭の父子 条例第2条第4号 6/30	ア 配偶者のない男子で（ア）、（イ）又は（ウ）の児童を 監護している者及びその児童 （ア）18歳未満の児童 （イ）20歳未満の障害児 （ウ）20歳未満の高校在学者 イ 父母のない児童を現に養育している配偶者のない男子 又は婚姻をしたことのない男子
---------------------------------	---

配偶者のない男子の種別	
1 配偶者（事実婚による配偶者を含む。以下同じ。）と死別した男子であって、現に婚姻（事実婚を含む。以下同じ。）をしていないもの	4 配偶者から遺棄されている男子
2 離婚した男子であって、現に婚姻をしていないもの	5 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているところの男子
3 配偶者の生死が明らかでない男子	6 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子

重度心身障害者等 条例第2条第5号 6/30	ア 身体障害者手帳1級又は2級 イ 知能指数が35以下 ウ 身体障害者手帳3級かつ知能指数が50以下 エ 身体障害者手帳3級の内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス）
----------------------------------	---

※手帳の級は、重複した障害の場合は、最終的な級で判断する。3級の障害を2つ持っていて2級の場合は、当然対象となる。ただし、内部障害の場合は、それ単独で3級以上でなければ対象とはならない。

5 給付の額 - 条例第4条

国民健康保険法、老人保健法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合の一部負担金等（高額療養費等を控除した額。）からマル福外来自己負担金を控除した額。（重度心身障害者等はマル福外来自己負担金の控除の対象外。）

※マル福外来自己負担金 - 医療機関等ごと（薬局は除く。）に
1日500円まで、月2回まで

○妊産婦・乳幼児・母子家庭・父子家庭の場合

一部負担額等	-	マル福外来自己負担金	=	給付の額
--------	---	------------	---	------

○重度心身障害者等の場合

一部負担額等	=	給付の額
--------	---	------

〈例1〉 1回の受診で総医療費が10,000円で患者負担割合が3割の場合

総医療費 10,000円	一部負担総額 3,000円					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保険 7,000</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">一部負担 3,000</td> </tr> </table>	保険 7,000	一部負担 3,000	=	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">500</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">マル福支給額 2,500</td> </tr> </table>	500	マル福支給額 2,500
保険 7,000	一部負担 3,000					
500	マル福支給額 2,500					
		<div style="border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 20px;"> マル福外来自己負担金 </div>				

〈例2〉 1回の受診で総医療費が1,000円で患者負担割合が3割の場合

総医療費 1,000円	一部負担総額 300円					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保険 700</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">一部負担 300</td> </tr> </table>	保険 700	一部負担 300	=	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">300</td> <td style="padding: 5px;">※マル福支給額 はない</td> </tr> </table>	300	※マル福支給額 はない
保険 700	一部負担 300					
300	※マル福支給額 はない					
		<div style="border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 20px;"> マル福外来自己負担金 </div>				

〈例3〉 1回目の受診で総医療費が4,000円、2回目の受診で総医療費が1,000円、
3回目の受診で総医療費が3,000円の場合（負担割合3割）

総医療費 4,000円		一部負担総額 1,200円				
1回目	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">保険 2,800</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">一部負担 1,200</td> </tr> </table>	保険 2,800	一部負担 1,200	= <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">500</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">マル福支給額 700</td> </tr> </table>	500	マル福支給額 700
保険 2,800	一部負担 1,200					
500	マル福支給額 700					
		マル福外来自己負担金				

総医療費 1,000円		一部負担総額 300円			
2回目	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">保険 700</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">一部負担 300</td> </tr> </table>	保険 700	一部負担 300	= <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center; vertical-align: middle;">300</td> </tr> </table>	300
保険 700	一部負担 300				
300					
		マル福外来 自己負担金			

※マル福支給額は発生しない

総医療費 3,000円		一部負担総額 900円			
3回目	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">保険 2,100</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">一部負担 900</td> </tr> </table>	保険 2,100	一部負担 900	= <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center; vertical-align: middle;">マル福支給額 900</td> </tr> </table>	マル福支給額 900
保険 2,100	一部負担 900				
マル福支給額 900					

※マル福外来自己負担金は
3回目以降はない
(2回目の限度額までの
差額200円は徴収しない)

5 支給制限（所得制限） — 条例第5条

区 分	内 容
妊 産 婦	<p>所得の基準日 — 妊娠の届出日（母子手帳の交付日）において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人又は配偶者の前年（前前年）の所得（旧児童手当特例給付） ※ 通常、本人に所得がある場合は、本人と配偶者の所得を比較し高いほうの所得をもって確認する。 ・ 主として妊産婦の生計を維持する者（扶養義務者）の前年（前前年）の所得（1,000万円以上）
乳 幼 児	<p>所得の基準日 — 出生の日・1歳の誕生日・2歳の誕生日において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父若しくは母の前年（前前年）の所得（旧児童手当特例給付） ※ 父と母の所得を比較して高いほうの所得をもって確認する。 ・ 主として乳幼児の生計を維持する者（扶養義務者）の前年（前前年）の所得（1,000万円以上）
母子家庭の 母 子 及 び 父子家庭の 父 子	<p>所得の基準日 — <u>母子家庭の母子及び父子家庭の父子となった日</u> （マル福申請日であって、児扶手が対象となった日ではない）及び毎年 の更新日（7月1日）において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子及び父子の前年（前前年）の所得（遺族基礎年金） ・ 主として母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者（扶養義務者）の前年（前前年）の所得（1,000万円以上）
重 度 心 身 障 害 者	<p>基準日 — 身体障害者手帳の交付日等及び毎年 の更新日（7月1日）において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度心身障害者の前年（前前年）の所得（1,000万円以上） ・ 主として重度心身障害者の生計を維持する者（扶養義務者）の前年（前前年）の所得（1,000万円以上）

※ 夫婦の所得は合算しない。

資料

1. 医療福祉費支給制度の所得制限

区分 対象		本人の所得制限		扶養義務者所得制限	
		所得の 対象者	制限額	所得の対象者 及び制限額	扶養義務者 等の範囲
妊産婦		妊産婦若しくは 配偶者	旧児童手当特別 給付制限額準用		妊産婦の配偶者 を除く扶養義務 者
乳幼児		父若しくは母			乳幼児の父母を 除く扶養義務者
重度心身障害者		重度心身障害者	前年所得1,000万 円以上（長期・ 短期譲渡所得は 特別控除後の額 とする。）	民法877条第 1項に定める 扶養義務者で 対象者の生計 を維持する者 の前年の所得 が1,000万円 以上	対象者（重度心 身障害者）の配 偶者若しくは扶 養義務者
母子家庭の 母子	母と子	母若しくは子	遺族基礎年金 準用		母の扶養義務者 及び子の扶養義 務者
	両親のない子	子		（長期・短期） 譲渡所得は 特別控除後 の額とする	両親のない子の 扶養義務者
	両親のない 子を養育す る配偶者の ない女子	子を養育する女子		子を養育する女 子の扶養義務者	
父子家庭の 父子	父と子	父若しくは子			父の扶養義務者 及び子の扶養義 務者
	両親のない 子を養育す る配偶者の ない男子	子を養育する男子			子を養育する男 子の扶養義務者

2. 遺族基礎年金支給制限限度額早見表（母子家庭の母子・父子家庭の父子）

（平成15年4月1日現在）

合計扶養親族数		内、老人扶養親族数又は特定扶養親族数		
		1人	2人	3人
0人	3,016千円	—————	—————	—————
1人	3,396千円	3,496千円	—————	—————
2人	3,776千円	3,876千円	3,976千円	—————
3人	4,156千円	4,256千円	4,356千円	4,456千円
4人	4,536千円	4,636千円	4,736千円	4,836千円
5人	4,916千円	5,016千円	5,116千円	5,216千円

（注）扶養親族1人につき38万円加算（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人扶養親族1人の場合は48万円加算）

上記表の「老人扶養親族等の数」の中に特定扶養親族があるときは、特定扶養親族1人につき更に15万円を加算する。

例）扶養親族1人で特定扶養親族だった場合 限度額3,646千円

3. 旧児童手当特例給付支給制限額早見表（乳幼児の父母・妊産婦又はその配偶者）

合計扶養親族数		内、老人控除対象配偶者又は扶養親族数		
		1人	2人	3人
0人	3,930千円	—————	—————	—————
1人	4,230千円	4,290千円	—————	—————
2人	4,530千円	4,590千円	4,650千円	—————
3人	4,830千円	4,890千円	4,950千円	5,010千円
4人	5,130千円	5,190千円	5,250千円	5,310千円
5人	5,430千円	5,490千円	5,550千円	5,610千円

（注）扶養親族等につき、30万円加算（当該扶養親族が、所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は、老人扶養親族1人の場合は36万円加算）

4. 医療福祉制度における所得認定の控除一覧

区分	本人													配偶者又は、扶養義務者												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
妊産婦	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
乳幼児	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
母子	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
父子	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
重度心身障害者等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	

(注) 1. ○印は該当する控除を認めるものであり、×印は認めないものである。

- 妊産婦・乳幼児・母子・父子については社会保険料控除は認めず、8万円の定額控除を認めたものであること。
- 妊産婦の場合は、本人もしくは配偶者の所得は、「本人」区分で適用すること。
- 乳幼児の場合は、父もしくは母の所得は、「本人」区分で適用すること。
(乳幼児の扶養義務者として父もしくは母をみるものではないという趣旨)
- 母子・父子の場合には、いずれも「本人」区分で適用すること。
(子の扶養義務者として母・父をみるものではないという趣旨)

区分	控除額
障害者控除 (特別障害者)	27万円 (40万円)
老年者控除	50万円
寡婦 (寡夫) 控除 (特定)	27万円 (35万円)
勤労学生控除	27万円

5. 医療福祉制度の変遷

	妊産婦	乳幼児	母子	父子	重度・高齢重度	その他
昭和48年 4月		・制度創設 1歳未満 所得制限無し 入院・外来対象 償還払い			・制度創設 身障1・2級 所得制限無し 入院・外来対象 償還払い	・老人医療費無料 化
昭和48年 7月		・現物給付化			・現物給付化	
昭和52年 1月		・所得制限導入 (母子福祉年金)	・制度創設 8歳未満児童と 母 所得制限有り (母子福祉年金)		・所得制限導入 (1000万未満)	
昭和57年						・母子及び寡婦 福祉法改正
昭和58年 2月					・高齢重度対象化	・老人保健法制定
昭和59年 10月			・社保本人1割負 担補助対象化		・社保本人1割負 担補助対象化	・健康保険法改正 社保本人 (無料→1割負担)
昭和60年 7月		・所得制限固定化 (59年母子福祉 年金)	・所得制限固定化 (59年母子福祉 年金)			
平成3年 7月		・所得制限緩和 (遺族基礎年金)	・所得制限緩和 (遺族基礎年金)		・身障3級内部障 害対象化	
平成6年 10月		・幼児(1・2歳児) の入院対象化 ・標準負担額補助 対象化	・標準負担額補助 対象化		・標準負担額補助 対象化	・健康保険法改正 食事療養費(標 準負担額)導入
平成8年 1月		・所得制限の緩和 (旧児童手当特 例給付)				
平成9年 1月		・幼児(1・2歳児) の外来対象化				
平成9年 9月			・薬剤一部負担金 補助対象化 ・社保本人2割負 担補助対象化		・薬剤一部負担金 補助対象化 ・社保本人2割負 担補助対象化	・医療保険法改正 薬剤一部負担金 導入 社保本人 (1割→2割負担)
平成10年 1月		・訪問看護の現物 給付化	・20歳未満障害児 及び高校在学者 とその母の対象 化 ・訪問看護の現物 給付化		・訪問看護の現物 給付化	
平成10年 10月	・制度創設 償還払い 所得制限有り (乳幼児と同様) 外来自己負担有り	・外来自己負担金 の導入	・外来自己負担金 の導入	・制度創設 対象, 所得制限, 外来自己負担, 給付方法は母子 と同じ		
平成14年 10月		・乳幼児2割負担	・前期高齢者1割 (一定以上所得者 2割)負担対象 化	・前期高齢者1割 (一定以上所得者 2割)負担対象 化	・老人 前期高齢 者1割(一定以 上所得者2割) 負担対象化	・医療保険改正 乳幼児 (3割→2割負担) 老人 前期高齢 者1割(一定以 上所得者2割)
平成15年 4月	・薬剤一部負担金 廃止 ・社保本人, 社保 家族入院3割負 担補助対象化	・薬剤一部負担金 廃止	・薬剤一部負担金 廃止 ・社保本人, 社保 家族入院3割負 担補助対象化	・薬剤一部負担金 廃止 ・社保本人, 社保 家族入院3割負 担補助対象化	・薬剤一部負担金 廃止 ・社保本人, 社保 家族入院3割負 担補助対象化	・医療保険改正 薬剤一部負担金 廃止 社保本人, 社保 家族入院 (2割→3割負担)

2. 基本通知

(1) 医療福祉対策の実施について

〔昭和48年3月29日付国保第221号〕
各市町村長あて 生活福祉部長通知

本年1月1日から発足した老人福祉法の一部改正による老人医療費支給制度と並行して各種の医療無料化施策、その他の福祉施策についての住民の要望が急速に高まりつつあり、この要望に応えるため国および地方公共団体の果たすべき行政の領域も急激に増大しつつあります。

とくに罹病率、死亡率の高い乳児、社会的、経済的、精神的に負担の多い重度心身障害者およびねたきり老人等の医療費負担の問題については早急に解決しなければならない問題となっております。

本来これらの施策は基本的には国が統一した制度を確立して実施すべきものと考えておりますが、県は市町村とともにこれを促進する立場から、この施策を実施する市町村に対し、昭和48年度から助成措置を講ずることといたしました。

このため、医療福祉対策要綱、医療福祉対策実施要領および医療福祉費支給に関する条例準則、同規則準則を別添のとおり定めましたので、これを参照のうえ事業の円滑な推進について特段のご配慮をお願いいたします。

なお、市町村における医療無料化施策に関する事務量は急激に増大しますので、住民福祉の向上を図る本制度の趣旨が十分生かされますよう、事務執行に必要な人員の確保および組織体制の確立等についての格別のご配慮をお願いいたします。

(2) 医療福祉対策の実施について

〔昭和51年11月18日付医福第636号〕
〔各市町村長あて 生活福祉部長通知〕

うえのことについては、昭和48年3月29日付国保第221号通知によりその措置を講じているところではありますが、この制度の改善充実について、先般、社会福祉制度専門調査会の答申を受けたところであり、その趣旨に添って、今回新たに母子家庭を制度の対象に加えるとともに、所得水準の高い階層に対しては制度の適用を制限することとし、昭和52年1月から実施することとしておりますので御協力をお願いいたします。

改善事項のうち、母子家庭の対象化は、その社会的、経済的および精神的負担の大きいことを考慮したことによるものであり、所得制限の導入は、社会保険等において給付の改善が進んだことおよび福祉施策の選択的かつ重点的拡充の必要性に配慮したことによるものであります。

については、「医療福祉対策要綱」を別紙のとおり改正し、あわせて「医療福祉費支給に関する条例準則」の全部を別添のとおり改正することとしましたので、これらを参照のうえ必要な措置を講じ、この事業の円滑な推進を図れるよう特段の御配慮をお願いします。

なお、この制度の運用に関する「医療福祉対策実施要領」および「医療福祉費支給に関する条例施行規則準則」の改正につきましては、追って通知します。

(3) 医療福祉対策の実施について

〔昭和58年1月31日付医福第57号〕
〔各市町村長あて 生活福祉部長通知〕

うえのことについては、昭和48年3月29日付国保第221号並びに昭和51年11月18日付医福第636号により措置を講じているところですが、昭和58年2月1日からの老人保健法の施行に伴い従来医療について無料であった重度心身障害者も同法に基づき一部負担金を負担することとされましたが、重度心身障害者の稼働能力の脆弱性等社会的経済的事情に配慮し、これらの者の一部負担金については公費（県及び市町村各1/2負担）により負担し医療無料化施策を継続実施することとなりました。

については、老人保健法の施行及びこの施策の実施に伴う「医療福祉対策要綱」の全部及び「医療福祉費支給に関する条例準則」の一部を別添のとおり改正しましたので、これらを参照のうえ必要な措置を講じ、事業の円滑な運営を図られますよう特段の御配慮をお願いします。

なお、「医療福祉対策要領」の改正につきましては追って通知します。

(4) 医療福祉対策要綱等の改正について

〔昭和59年10月2日付医福第651号〕
各市町村長あて 生活福祉部長通知

医療福祉制度の運営につきましては、日頃から格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回の健康保険法等の改正により、本年10月1日から医療費の1割相当額の一部負担が導入されることになったいわゆる社保本人の母子家庭の母子、重度心身障害者についても、医療福祉制度の対象に加えることになり、さきに条例等の改正についてお願い申し上げたところです。

については、この制度改正に伴う「医療福祉対策要綱」の一部及び「医療福祉対策実施要領」の全部を別添のとおり改正しましたので、これらを参照のうえ、事業の円滑な運営を図られますよう、特段の御配慮をお願いします。

(5) 医療福祉対策の実施について

〔平成3年3月18日付医福第182号〕
各市町村長あて 生活福祉部長通知

このことについては、昭和48年3月29日付国保第221号通知等により措置を講じているところですが、今回乳児等に係る所得制限を緩和するとともに、身体障害者手帳3級の内部障害者にまで障害者の対象範囲を拡大して平成3年7月1日から実施することとしました。

改善事項のうち、乳児等に係る所得制限額の緩和は、乳児の非該当者が年々増加することに配慮したものであり、また障害者の範囲拡大は、内部障害者には身体障害者手帳の2級の区分がないこと、外部障害者と比べて医療費がかかること及び医療の必要を常態とすること等に配慮したものであります。

については、「医療福祉対策要綱」及び「医療福祉費支給に関する条例準則」の一部を別紙のとおり改正したので、これらを参照のうえ、この事業の円滑な推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

(6) 医療福祉対策の実施について

〔平成6年7月25日付医福第688号〕
各市町村長あて 福祉部長通知

このことについては、昭和48年3月29日付け国保第221号通知等により措置を講じているところですが、今回、乳児の対象年齢を3歳未満児まで拡大し、新たに1歳以上3歳未満児の入院を支給対象として平成6年10月1日から実施するとともに、健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号）により、本年10月1日から創設される指定訪問看護の自己負担額についても、医療福祉制度の対象として支給することとしました。

乳児の3歳未満児までの拡大については、現在少子化が進むなかで乳幼児を健やかに育てるための環境づくりが重要な課題となっており、また、3歳未満児の時期は、身体発育及び精神発達の面から重要な時期であることから対象とするもので、乳幼児の健康の保持及び増進が図れるものと考えております。

さらに、指定訪問看護については、在宅医療の推進が図られていることに配慮したものです。

については、「医療福祉対策要綱」及び「医療福祉費支給に関する条例準則」の一部を別紙のとおり改正したので、これらを参照のうえ、この事業の円滑な推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

なお、この制度の運用に関する「医療福祉対策実施要領」及び「医療福祉費支給に関する条例施行規則準則」の一部改正については、おって通知します。

また、健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号）により新たに導入された入院時食事療養の標準負担額については、現在取扱いを検討中であることから、今回は支給対象としないことで作成しておりますので、今後取扱い方針決定後、改めて通知します。

(7) 医療福祉対策の実施について

〔平成6年8月31日付医福第843号〕
〔各市町村長あて 福祉部長通知〕

このことについては、昭和48年3月29日付け国保第221号通知等により措置を講じているところですが、今回、県におきましては、健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号）により本年10月1日から導入される入院時食事療養費に係る標準負担額（自己負担額）を医療福祉制度の支給対象とすることとしました。

医療福祉制度は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児、母子家庭の母子及び重度心身障害者等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的として実施されており、さらに、医療保険の自己負担額は、従来から支給対象としてきたことから、標準負担額についても引き続き支給するものであります。

つきましては、平成6年7月25日付け医福第688号により通知しました「医療福祉対策要綱」及び「医療福祉費支給に関する条例準則」の改正内容を別紙のとおりとしましたので、これらを参照のうえ、この事業の円滑な推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

なお、この制度の運用に関する「医療福祉対策実施要領」及び「医療福祉費支給に関する条例施行規則準則」の一部改正については、おって通知します。

(8) 医療福祉対策の実施について

〔平成7年7月28日付医福第653号〕
〔各市町村長あて 福祉部長通知〕

このことについては、昭和48年3月29日付け国保第221号通知等により措置を講じているところですが、今回、乳幼児の医療福祉費支給制限に係る所得制限を緩和することとし、平成8年1月1日から実施することとしました。

乳幼児の所得制限緩和については、現在、全乳幼児に占める医療福祉制度の支給対象者が減少していることから、医療福祉制度を効果的に推進するために行うものであり、今回の改正を行うことにより新たに支給対象者が拡大され、乳幼児の健康の保持及び増進が図られるものと考えております。

ついては、「医療福祉対策実施要領」及び「医療福祉費支給に関する条例準則」の一部を別紙のとおり改正したので、これらを参照のうえ、この事業の円滑な推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

(9) 医療福祉対策の実施について

〔平成8年6月26日付医福第593号〕
〔各市町村長あて 福祉部長通知〕

このことについては、昭和48年3月29日付け国保第221号通知により措置を講じているところですが、今回、幼児（1・2歳児）の給付対象を外来まで拡大し、平成9年1月1日から実施することといたしました。

幼児の外来対象化については、少子化対策の充実のため、小児疾病の早期発見・早期治療を促進し、医療福祉制度を効果的に推進するために行うものであり、健康の保持及び健全育成を図れるものと考えております。

については、「医療福祉対策要綱」、「医療福祉対策実施要領」、「医療福祉費支給に関する条例準則」及び「医療福祉費支給に関する条例施行規則準則」の一部を別紙のように改正したので、これらを参照のうえ、この事業の円滑な推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

(10) 医療福祉対策の実施について

〔平成9年7月30日付医福第680号〕
〔各市町村長あて 福祉部長通知〕

このことについては、昭和48年3月29日付け国保第221号通知等により措置を講じているところですが、今回、母子家庭の母子の対象者拡大と、指定訪問看護に係る医療福祉費支給方法の現物給付化を平成10年1月1日から実施することといたしました。

また、平成9年9月実施予定の医療保険改正に伴う一部自己負担の増加分（社保本人2割、老人定額変更及び薬剤の支給に係る自己負担）については、当制度の趣旨にそって、対象とすることとなりました。

については、「医療福祉対策要綱」、「医療福祉費対策実施要領」、「医療福祉費支給に関する条例準則」及び「医療福祉費支給に関する条例施行規則準則」の一部を別紙のように改正したので、これらを参照のうえ、この事業の円滑な推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

(11) 医療福祉対策の実施について

〔平成10年3月31日付医福第444号〕
〔各市町村長あて 福祉部長通知〕

このことについては、昭和48年3月29日付け国保第221号通知等により措置を講じているところですが、平成10年11月1日から、妊産婦及び父子家庭の父子の医療費助成制度を創設するとともに、重度心身障害者を除くすべての受給者に対し、入院以外の医療等を受けた場合に自己負担を導入することといたしました。

については、「医療福祉対策要綱」、「医療福祉費対策実施要領」、「医療福祉費支給に関する条例準則」及び「医療福祉費支給に関する条例施行規則準則」の一部を別紙のように改正したので、これらを参照のうえ、この事業の円滑な推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

(12) 医療福祉対策の実施の一部改正について

〔平成10年7月7日付医福第949号〕
〔各市町村長あて 福祉部長通知〕

このことについては、平成10年3月31日付け医福第444号で平成10年11月1日からの制度改正について通知しているところですが、今回、見直しを行い「外来自己負担金」を院外薬局では徴収しないことといたしました。

については、「医療福祉対策要綱」、「医療福祉費対策実施要領」及び「医療福祉費支給に関する条例準則」の一部を別紙のとおり改正したので、これらを参照のうえ、この事業の円滑な推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

(13) 医療福祉対策の実施について

〔平成11年2月2日付医福第150号〕
〔各市町村長あて 福祉部長通知〕

このことについては、昭和48年3月29日付け国保第221号通知等により措置を講じているところですが、平成11年4月1日から、「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、「医療福祉対策要綱」、「医療福祉費対策実施要領」及び「医療福祉費支給に関する条例準則」の一部を別添のとおり改正したので、これらを参照のうえ、この事業の円滑な推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

(14) 医療福祉対策の実施について

〔平成12年2月15日付厚指第273号〕
〔各市町村長あて 保健福祉部長通知〕

このことについては、昭和48年3月29日付け国保第221号通知等により措置を講じているところですが、知的障害者福祉法、老人保健法及び地方税法の改正により、「医療福祉対策要綱」、「医療福祉費対策実施要領」及び「医療福祉費支給に関する条例準則」の一部を別添のとおり改正したので、これらを参照のうえ円滑な事業の推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

(15) 医療福祉対策の実施について

〔平成13年3月31日付厚指第669号〕
〔各市町村長あて 保健福祉部長通知〕

このことについては、昭和48年3月29日付け国保第221号通知等により措置を講じているところですが、平成13年1月1日から「健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、健康保険法等が改正されたことに伴い、「医療福祉費対策実施要領」及び「茨城県医療福祉費等補助金交付要項」の一部を別添のとおり改正したので、これらを参照のうえこの事業の円滑な推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

(16) 医療福祉対策の実施について

〔平成15年3月27日付厚指第463号〕
〔各市町村長あて 保健福祉部長通知〕

このことについては、昭和48年3月29日付け国保第221号通知等により措置を講じているところですが、平成15年4月1日から「健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、健康保険法等が改正されたこと等に伴い、「医療福祉費対策実施要領」及び「茨城県医療福祉費等補助金交付要項」の一部を別添のとおり改正したので、これらを参照のうえこの事業の円滑な推進が図られるよう引き続き特段の御配慮をお願いします。

3. 規 定

(1) 医療福祉対策要綱

施行	昭和48年3月29日国保第221号
一部改正	昭和51年11月18日医福第636号
全部改正	昭和58年1月31日医福第57号
一部改正	昭和59年10月2日医福第651号
一部改正	平成3年3月18日医福第182号
一部改正	平成6年7月25日医福第688号
一部改正	平成8年6月26日医福第593号
一部改正	平成9年7月30日医福第680号
一部改正	平成10年3月31日医福第442号
一部改正	平成11年2月2日医福第150号

第1 県は、妊産婦、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度身障者等が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、市町村の行う医療無料化の施策に対し、助成措置を講じ、これを推進するものとする。

第2 助成措置の要点は、次のとおりとする。

1 市町村が、次に掲げる者の医療費の一部を公費で負担する措置を講じた場合とする。

(1) 妊産婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者（母子家庭の母子、父子家庭の子及び重度心身障害者等に掲げる者を除く。）

(2) 乳幼児 3歳未満の者をいい、次のように分ける。

ア 乳児 1歳未満の者

イ 幼児 1歳以上3歳未満の者（重度心身障害者等に掲げる者を除く。）

(3) 母子家庭の母子 次に掲げる者（乳幼児及び重度心身障害者等に掲げる者を除く。）

ア 母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子で、次に掲げる児童を現に監護している者及びその児童

(ア) 18歳未満の児童

(イ) 20歳未満の児童で、児童扶養手当法施行令別表1に定める障害の状態にある者

(ウ) 20歳未満の児童で、別に定める学校に現に在学している者

イ 母子及び寡婦福祉法附則に定める父母のない児童のうちアの（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる児童

ウ イに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻をしたことのない女子

(4) 父子家庭の父子 次に掲げる者（乳幼児及び重度心身障害者等に掲げる者を除く。）

ア 配偶者のない男子で、（3）ア（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる児童を現に監護している者及びその児童

イ (3) イに掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子

(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者

ア 身体障害者福祉法による身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受け、その障害の程度が同法施行規則に定める1級又は2級に該当する者

イ 児童福祉法に基づく児童相談所又は知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において、知能指数が35以下と判定された者

ウ 手帳の交付を受け、その障害の程度が3級に該当し、かつ児童相談所又は更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則に定める3級に該当し、かつ障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害とされる者

2 前記1に掲げる者のうち、当該市町村の区域内に住所を有し、かつ国民健康保険法の被保険者、老人保健法の適用者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者を、この助成措置の対象者（以下「対象者」という。）とするものとする。

3 前記2の規定にかかわらず対象者又は配偶者若しくは対象者の扶養義務者等の前年の所得が、一定の額をこえるときは、医療費の助成はしないものとする。

4 市町村が対象者に対し支給する額は、国民健康保険法の被保険者、法人保健法の適用者又は社会保険各法の被保険者、組合員若しくはその被扶養者が、国民健康保険法、老人保健法又は社会保険各法及び医療に関する法令の規定により負担すべき額（当該負担すべき額について附加給付金の支払がある場合は、その額を控除した額）を支払ったとき、当該支払った額に相当する額とするものとする。

ただし、対象者（重度心身障害者を除く。）が入院以外の医療等を受けた場合は、当該支払額相当額から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者ごとに1日につき500円（1日の支払相当額が500円に満たない場合は、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において2回を限度とする。）を控除した額を支給するものとする。

5 県は、市町村が給付した額の2分の1を補助するものとする。

第3 この助成措置は、平成10年11月1日以降の診療分について行うものとする。ただし、第2、1(5)エに掲げる者に対する助成措置は、平成10年4月1日以降の診療分について行うものとする。

2 平成10年11月1日以前の診療分（第2、1(5)エに掲げる者については、平成10年4月1日以前の診療分）については、なお従前の例による。

(2) 医療福祉対策実施要領

施行	昭和48年3月29日国保第221号
全部改正	昭和59年10月2日医福第651号
一部改正	平成3年5月20日医福第393号
一部改正	平成6年7月26日医福第701号
一部改正	平成7年1月23日医福第56号
一部改正	平成7年7月28日医福第653号
一部改正	平成8年6月26日医福第594号
一部改正	平成9年7月30日医福第681号
一部改正	平成10年3月31日医福第444号
一部改正	平成10年7月7日医福第949号
一部改正	平成11年2月2日医福第150号
一部改正	平成12年2月15日厚指第273号
一部改正	平成13年3月30日厚指第669号
一部改正	平成15年3月27日厚指第463号

第1 趣 旨

この要領は、医療福祉対策要綱に基づき、医療福祉制度の実施に関し必要な事項を定め、事業運営及び事業執行の円滑化と適正化を図るものであること。

第2 制度の内容

1 実施主体

この事業の実施主体は、医療福祉費の支給対象者（以下「対象者」という。）の住所地の市町村であること。

2 対象者

対象者は、次に掲げる者であること。

(1) 妊産婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者（母子家庭の母子、父子家庭の子及び重度心身障害者等に掲げる者を除く。）

(2) 乳幼児

3歳未満の者をいい、次のように分ける。

ア 乳児

1歳未満の者（出生の日から1歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者）

イ 幼児

1歳以上3歳未満の者（1歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から3歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者。ただし、重度心身障害者等に掲げる者を除く。）

(3) ひとり親家庭

次に掲げる者（乳幼児及び重度心身障害者等に掲げる者を除く。）をいう。

ア 母子家庭の母子

(ア) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子（別表1参照。以下「配偶者のない女子」という。）で、次に掲げる児童を現に監護している者及びその児童。ただし、配偶者のない女子のうち、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第1項各号に該当する者を除く。

a 18歳未満の児童（4月2日以降翌年の3月31日までに18歳に達する者を含む。）

b 20歳未満の児童（4月2日以降翌年の3月31日までに20歳に達する者を含む。以下同じ。）で、児童扶養手当法施行令別表第1（別表2参照。）に定める障害の状態にある児童

c 20歳未満で、別表3に定める学校に在学している児童

(イ) 母子及び寡婦福祉法附則第3条に定める父母のない児童（別表4参照）のうち、アの（ア）のa、b及びcに掲げる児童。

(ウ) アの（イ）に掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻（事実婚を含む）をしたことのない女子（老人保健法第25条第1項各号に該当する者を除く。）

イ 父子家庭の父子

(ア) 別表1の1に定める配偶者のない男子（老人保健法第25条第1項各号に該当する者を除く。以下「配偶者のない男子」という。）で、アの（ア）のa、b及びcに掲げる児童を現に監護している者及びその児童

(イ) アの（イ）に掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻（事実婚を含む。）をしたことのない男子（老人保健法第25条第1項各号に該当する者を除く。）

(4) 重度心身障害者等

次に掲げる心身の障害を有する者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号（以下「省令別表」という。）の1級又は2級の障害の程度に該当し、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けている者

イ 児童相談所又は知的障害者の更生の援助と必要な保護に関する相談所（以下「更生相談所」という。）において、知能指数が35以下と判定された者

ウ 省令別表の3級の障害の程度に該当し手帳の交付を受け、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ障害名が、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害とされる者

3 対象者の要件

この制度が適用される者は、当該市町村の区域内の住所を有し、かつ、国民健康保険法に規定する被保険者（当該市町村の区域外に住所を有する者で、同法第116条の2の規定により当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者を含む。）、老人保健法の適用者（当該市町村の区域外に住所を有する者で、同法25条第6項の規定により当該市町村の長が行う医療の給付を受ける者を含む。）、又は健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法（以下「社会保険各法」という。）に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であること（以下「医療保険加入者」という。）。ただし、生活保護法に基づく医療扶助を受けているものを除くものであること。

4 給付の額

- (1) 対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、老人保健法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費、高額医療費若しくは特例療養費が支給されることとなる場合又は標準負担額減額に関する特例の適用を受けることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。
- (2) 前項の高額療養費は、次の各号に定める算出方法の例によるほか、国民健康保険法若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。
 - ア 健康保険法施行令第41条第1項の合算した額は、同項の被保険者又はその被扶養者のうち対象者の受けた療養に限り、同項第1号に掲げる額を合算した額とする。
 - イ 健康保険法施行令第42条第1項の高額療養費の支給回数は、同項の被保険者に係る対象者の受けた療養に限り、同条の規定（前号の規定を含む。）の適用があるものとして算出された回数とする。
- (3) 第1項の標準負担額減額に関する特例は、健康保険法施行規則第45条ノ6第1項の規定のほか、国民健康保険法、老人保健法又は社会保険各法に基づく省令の定めるところによる。
- (4) (1) の高額医療費は、老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）第14条の規定により、算出された額とする。
- (5) 上記(1) の場合において、その疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた

ときは、その給付の額を控除して医療福祉費を支給するものであること。

(6) また、上記(4)の場合において、所得制限により一部負担金を徴収されたときは、その徴収された額について医療福祉費を支給するものであること。

(7) 対象者(重度心身障害者等を除く。)が入院以外の医療等を受けた場合は、当該支給額から保険医療機関等(健康保険法に定める薬局を除く。以下同じ。)及び指定訪問看護事業者ごとに1日500円(対象者が負担する額が500円に満たない場合は、その満たない額とする。)を控除するものとする。この場合において、同一の月に同一の保険医療機関等及び指定訪問看護事業者において2回医療等を受けたときは、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るものについては、控除しないものとする。

5 給付の制限

(1) 医療福祉費は、対象者が次の表に掲げる対象者の区分に応じ同表に掲げる所得額以上であるときは、支給しないものであること。

区 分	所 得
妊 産 婦	<p>(1) 妊娠の届出日において、その者の前年の所得又はその配偶者(事実婚を含む。)の前年の所得(当該届出日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第223号)による改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「旧政令」という。)第11条の規定により読み替えられる旧政令第1条に定める額と同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額(以下「基準額」という。)以上であるとき。</p> <p>(2) その民法第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)のうち、主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p>
乳 幼 児	<p>(1) 出生の日並びに1歳及び2歳の誕生日において、その父若しくは母の前年の所得(出生日並びに当該誕生日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が基準額以上であるとき。</p> <p>(2) その父母を除く扶養義務者のうち、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p>
ひとり親 家 庭	<p>(1) そのいずれかの者の前年の所得(1月から6月までの間に受けた医療に係る医療福祉費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、扶養親族等の有無及び数に応じて、7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令54号。以下「経過措置令」という。)第46条第4項に定める額(以下「7月1日現在における遺族基礎年金(母子福祉年金等から移行した者)の支給制限額」という。)以上であるとき。</p> <p>(2) その扶養義務者で主として当該母子家庭の母子又は父子家庭の父子の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p>
重度心身 障害者等	<p>その者の前年の所得又はその者の配偶者(事実婚を含む。)の前年の所得若しくはその重度心身障害者等の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p>

- (2) 上記(1)の表において、基準額で認定する場合における所得の範囲及びその計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものであること。
- (3) 上記(1)の表において、7月1日現在における遺族基礎年金(母子福祉年金等から移行した者)の支給制限額で認定する場合における所得の範囲及びその計算方法は、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第6条及び第6条の2の規定の例によるものであること。なお、この場合に使用する所得金額、人的控除額及び社会保険料控除に代わる定額控除額は、遺族基礎年金(母子福祉年金等から移行した者)の支給制限額に対応した経過措置政令第46条第6項及び同条第7項に規定する額を準用するものであること。
- (4) 上記(1)の表において、1,000万円未満の額で認定する場合における所得の額は、地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法付則第33条の3第5項において準用する同法第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同法第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同法第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同法第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額とすること。この場合において、課税長期譲渡所得又は課税短期譲渡所得とは、長期譲渡所得又は短期譲渡所得について、租税特別措置法の規定に基づく各種の特別控除額を控除した後の額をいうものであること。
- (5) 所得額が限度以上であることにより医療福祉費の支給を受けられない対象者について、前年の所得が生じた翌年の1月1日以降において、対象者又は配偶者若しくは対象者の扶養義務者の財産について地方税法第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があったとき、又は対象者若しくは配偶者若しくは対象者の扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払いが多額となったときは、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和58年政令第6号)第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令第4条第3項又は第4項の規定の例により計算した額を当該所得額から控除して認定するものであること。

6 給付の方法

(1) 現物支給による場合

昭和59年12月3日付医福第815号の各市町村長あて茨城県生活福祉部長通知「医療福祉制度における現物給付事務取扱要領の制定について」によること。

(2) 償還払いによる場合

医療福祉費の支給は、対象者の申請に基づいて行うこと。ただし、市町村長が必要と認めた場合は、対象者の配偶者又は親権者若しくは後見人その他の者で、現に対象者を保護する者(以下「保護者等」という。)の申請に基づき支給する

ことができるものであること。この場合において、市町村長は、対象者又は保護者等が、市町村長からあらかじめ交付された対象者に係る受給者証を医療福祉費の支給を申請する際に提示させるものとする。

(3) 妊産婦に係る給付の特例

別に定める「妊産婦医療費助成に係る償還払い事務取扱要領」によること。

第3 県の助成措置

県は、市町村が支給した医療福祉費の2分の1に相当する額を助成するものであること。

第4 実施時期

県の助成措置は、乳児及び重度心身障害者等（第2、2（5）に掲げるものを除く。）については、昭和48年4月1日以降の診療分から、母子家庭の母子については、昭和52年1月1日以降の診療分から、老人については、昭和48年4月1日から昭和58年1月31日までの診療分について、重度心身障害者等のうち第2、2（5）エ（ヒト免疫不全ウイルスの免疫の機能障害を除く。）に掲げるものについては、平成3年7月1日以降の診療分から、幼児の入院に係るものについては、平成6年10月1日以降の診療分から、幼児の入院以外に係るものについては、平成9年1月1日以降の診療分から、母子家庭のうち第2、2（3）ア（イ）及び（ウ）に掲げるものについては、平成10年1月1日以降の診療分から、重度心身障害者等のうち第2、2（5）エのヒト免疫不全ウイルスの免疫の機能障害については、平成10年4月1日以降の診療分から、父子家庭の父子及び妊産婦については、平成10年11月1日以降の診療分から行うものであること。

第5 市町村における事務取扱い

1 条例の制定

市町村が、この制度を実施する場合は、地方自治法第14条第1項の規定により、条例措置を行うこと。

2 予算措置等

この事業は、市町村財政の健全性の上に立って実施することが建前とされているので、適切な財政運営を図るよう次の事項に留意して予算措置等を講ずること。

- (1) 予算措置は、原則として一般会計で行うものとし、経費の見積にあたっては、対象者数、医療費の傾向等過去の実績からの確な見込みを立て適正額を計上するとともに、その財源としては、県費助成額を計上し、他は一般財源で措置するものとする。

(2) 予算科目を例示すると次のとおりであること。

歳入	款	県支出金
	項	県補助金
	目	民生費
	節	医療福祉費補助金
説明	県分	妊産婦医療費 乳幼児医療費 ひとり親家庭医療費 重度心身障害者医療費
歳出	款	民生費
	項	社会福祉費
	目	医療福祉費
	節	20扶助費
説明	県分	妊産婦医療費 乳幼児医療費 ひとり親家庭医療費 重度心身障害者医療費

3 対象者の把握

この制度による給付は、対象者又は保護者等の申請によることを原則とするが、市町村において、あらかじめ戸籍簿、住民基本台帳、特別児童扶養手当受給者台帳、児童扶養手当受給者台帳、障害福祉年金受給権者名簿、母子福祉年金受給権者名簿、障害年金受給権者名簿、母子健康手帳交付台帳等により対象者を把握しておくこと。また福祉事務所、民生・児童委員及び庁内関係各課と連絡を密にし、この制度の広報周知方について配慮すること。

4 対象者の認定

対象者の認定にあたっては、あらかじめ医療福祉費受給者証交付申請書（以下「申請書」という。）に住民税課税台帳等その他の公簿から可能な範囲の事項について記入しておくほか、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 妊産婦

妊娠の届出により母子健康手帳の交付を受けた者

(2) 乳幼児

住民基本台帳、外国人登録簿に記載されており、かつ、医療保険加入者であることを確認した（以下「確認済」という。）3歳未満の者。

(3) ひとり親家庭

確認済の母子家庭の母子について、戸籍簿、児童扶養手当受給者台帳等を基礎に民生委員の意見等を参考に、また、確認済の父子家庭の父子については、戸籍簿等を基礎に民生委員の意見等を参考に認定すること。

ただし、20歳未満の別表3に定める学校に在学している児童については、当該

学校の在学証明書により認定すること。

(4) 重度心身障害者等

確認済の次に掲げる者

ア 省令別表の1級又は2級の障害の程度に該当し手帳の交付を受けた者及び省令別表の3級の障害の程度に該当し、かつ障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害とされるもので手帳の交付を受けた者。

イ 児童相談所又は更生相談所において知能指数が35以下と判定された者

ウ 省令別表の3級の障害の程度に該当し手帳の交付を受け、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者

エ 特別児童扶養手当法別表1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

オ 国民年金法施行令別表1級に該当する障害福祉年金受給権者

カ 厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法、船員保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法施行規則、恩給法等による障害年金等受給権者で、国民年金法施行令別表1級相当の障害の程度の者

5 対象者としての期間

対象者となることのできる期間は、上記第2の2にそれぞれ定める期間内であって、次の定めるところによるものであること。

- (1) 当該市町村に転入し、又は当該市町村から転出した場合は、転入の日から対象者とし、転出した日の翌日から対象外となること。
- (2) 対象者が死亡した場合は、死亡の日の翌日から対象外となること。
- (3) 上記(1)(2)に定めるほか、次の表の左欄に掲げる者については、中欄に定める日のうち最も早い日から対象とし、右欄に定める日のうち最も後の日から対象外とすること。

区 分	始 期	終 期
ひとり親家庭	ひとり親家庭となった日	ひとり親家庭でなくなった日